

# ○大多喜町歴史的景観条例

平成11年6月25日

条例第15号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 景観形成地区（第5条—第11条）
- 第3章 住民による景観整備等の推進（第12条—第14条）
- 第4章 景観形成住民団体（第15条）
- 第5章 表彰・助成等（第16条—第18条）
- 第6章 大多喜町歴史的景観審議会（第19条—第26条）
- 第7章 雑則（第27条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、歴史的景観の保全、その他の景観形成に関する基本的な事項を定めることにより、大多喜町らしい歴史的景観を守り、育て、つくり、町民が親しみと愛着と誇りのもてるまちづくりに資することを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 歴史的景観 歴史的な建造物が数多く存在し、自然その他の環境と一体となって大多喜町らしい歴史と文化を表現し形づくっている景観をいう。
- （2） 景観形成 歴史的景観を守り、育て、つくることをいう。
- （3） 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- （4） 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- （5） 景観整備等 歴史的景観の整備とこの歴史的景観と一体となった、

自然その他の環境の整備をいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例の目的を達成するため必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 町は、前項の施策の実施に当たっては、町民及び事業者の意見を十分に反映されるよう努めなければならない。

3 町は、町民及び事業者の景観形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため必要な措置を講じなければならない。

4 町は、必要があると認めるときは、国、県又はその他の公的機関が実施する公共事業に対し、景観整備等について協力を要請するものとする。

5 町は、公共施設、公益施設等の整備を行う場合には、歴史的景観に配慮するとともに、景観形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(町民及び事業者の責務)

第4条 町民及び事業者は、自ら景観形成の主体であることを認識し、積極的に景観形成に寄与するよう努めるとともに、町、その他町の機関が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 景観形成地区

(景観形成地区の指定)

第5条 町長は、景観形成を図るために必要な地域を景観形成地区として指定するものとする。また、重点的にすぐれた景観を創造し、保全する必要があると認める地区を景観形成重点地区として指定することができる。

2 町長は、前項の指定をしようとするときは、大多喜町歴史的景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 町長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定により指定をした景観形成地区の変更について準用する。

(景観形成計画の策定)

第6条 町長は、前条第1項の指定をしたときは、景観形成地区に係る景観形成計画を策定するものとする。

2 景観形成計画は、景観形成地区の景観形成の基本方針その他の景観形成に

関し必要な事項について定めるものとする。

3 前条第2項の規定は、景観形成計画の策定及び変更について準用する。

(景観形成基準)

第7条 町長は、景観形成地区を指定したときは、当該景観形成地区ごとに景観形成のための基準(以下「景観形成基準」という。)を定めるものとする。

2 景観形成基準は、次に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 建築物等の敷地内の位置及び規模
- (2) 建築物等の外観の意匠及び色彩
- (3) 広告物の位置、規模、意匠及び色彩
- (4) 土地の形質
- (5) 木竹の態様
- (6) その他景観形成のために町長が必要と認めるもの

3 第5条第2項及び第3項の規定は、景観形成基準の設定及び変更について準用する。

(行為の届出)

第8条 景観形成地区内において次に掲げる行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除去
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- (4) 宅地の造成その他土地の形質の変更
- (5) 木竹の伐採
- (6) 土石類の採取

2 前項の規定は、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為、その他の行為で規則で定めるものについては、適用しない。

(景観形成基準の遵守)

第9条 景観形成地区内において前条第1項各号に掲げる行為を行おうとする

者は、当該行為が景観形成基準に適合するように努めなければならない。

(助言及び指導)

第10条 町長は、第8条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めたときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導するものとする。

2 町長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合においては、必要に応じ大多喜町歴史的景観審議会の意見を聴くものとする。

(空地の管理に関する要請)

第11条 町長は、景観形成地区内において、空地がその周辺の歴史的景観を著しく損なっていると認めるときは、当該空地の所有者、管理者又は占有者に対し、当該空地について景観形成に配慮した管理又は利用を図るよう要請するものとする。

### 第3章 住民による景観整備等の推進

(まちづくり協定の締結)

第12条 地区住民又は地区住民が組織する団体は、景観整備等を推進するために景観形成計画及び景観形成基準を参考とし、地区住民相互の協議を経て景観整備等に関する申合せ事項を定め、かつ、その内容を協定として締結することができる。

2 前項による協定をまちづくり協定といい、その地域をまちづくり協定地域という。

(まちづくり協定内容の協議及び届出)

第13条 まちづくり協定を締結しようとする住民は、あらかじめその内容を町長に協議するものとする。

2 まちづくり協定を締結した住民は、規則で定めるところにより、その内容を町長へ届け出て承認を受けなければならない。

(まちづくり協定の推進)

第14条 まちづくり協定を締結した住民は、協定内容を遵守し、積極的に景観整備等を推進しなければならない。

2 町長は、まちづくり協定地域において、第8条第1項の規定による届出があった場合において、まちづくり協定内容に適合するかどうか審査するもの

とする。

#### 第4章 景観形成住民団体

(景観形成住民団体の認定等)

第15条 町長は、景観形成地区内の一定の区域における景観形成を図ることを目的とした団体で、次の各号のいずれにも該当するものを景観形成住民団体として認定することができる。

(1) その活動が、当該区域の住民の多数により支持されているもの

(2) その活動が、当該区域の景観形成に寄与すると認められるもの

(3) 規則で定める事項について定めた団体規約等を有しているもの

2 前項の認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により認定した景観形成住民団体が同項の認定の要件を欠くこととなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

#### 第5章 表彰・助成等

(表彰)

第16条 町長は、景観形成に寄与していると認められる建築物等の所有者、設計者、施工者、その他関係者又は景観形成に貢献したと認められる者を表彰することができる。

(助成等)

第17条 町長は、予算の範囲内において規則で定めるところにより、まちづくり協定地域内において景観整備等に寄与する行為をしようとする者に対し、その行為に要する経費の一部を助成することができる。

(景観形成住民団体に係る助成)

第18条 町長は、第15条第1項の認定を受けた景観形成住民団体に対し、景観形成に係る活動に要する経費の一部を助成することができる。

#### 第6章 大多喜町歴史的景観審議会

(審議会の設置)

第19条 町長の附属機関として大多喜町歴史的景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、景観整備等に関し必要な事項を審議すると

ともに景観整備等に関し町長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員及び任期等)

第21条 審議会の委員は、次に掲げる者の内から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 商工会代表者
- (3) 観光協会代表者
- (4) 住民代表者
- (5) 学識経験者
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 職をもって委嘱又は任命された委員がその職を退いたときは、委員を解任されたものとする。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第24条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、町長が別に定め処理する。

(補則)

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 第7章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第11条まで並びに第16条及び第17条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。